

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引上げを求める意見書

政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込んだが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025年春闘結果で日本医療労働組合連合会に加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）にとどまり、2025年民間主要企業の春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて3分の1程度にとどまっている。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年、更に引き下げられる医療機関や介護施設が続出している。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきである。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上引き上げるべきである。

よって、本市議会は、国に対し、差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、次の事項を求める。

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。
- 2 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 松橋淳郎